

生存権裁判連

第三九号 二〇〇九年五月発行
発行 全国生活保護裁判連絡会
事務局 つくし法律事務所
(〇七五二四一―三三四)



【お知らせ】
2009年・第一五回総会は、
9月に埼玉で開催!

【日時】2009年9月20日(日)午前10時〜午後4時半
【会場】さいたま共済会館

○「派遣切り」など未曾有の経済危機のもと、「派遣村」で明らかになった生活保護の有効性を広げるにはどのような課題があるか話し合います。

○北九州市での乱暴な指導指示違反による停廃止処分を取消した裁判や、生存権裁判を初めこの1年間の裁判や審査請求の闘いについて交流し、地元三郷市での裁判勝利に向けた意見交換を行います。

日弁連の生活保護法改正要綱案作成される

代表委員 尾藤廣喜

まとまった生活保護法改正要綱案 日本弁護士連合会(日弁連)は、2006年(平成18年)10月の釧路での第49回人権擁護大会において、「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人の尊厳に値する生存を実現することを求める決議」を全会一致で採択し、その決議内容を全会一致で採択し、2007年(平成19年)3月に「生活保護問題緊急対策委員会」を設置して、生活保護制度の実態把握とその運

用の改善、生活保護申請援助体制の整備、さらに、生活保護法改正の提案のための調査研究等の活動に取り組んできました。そして、同委員会は、検討の結果、運用と内容の面でさまざまな問題が指摘されてきた現行の生活保護法の改正要綱案をまとめ、2008年(平成20年)1月18日に日弁連の改正要綱案が発表されました。この要綱案の内容は、大きく4つの柱があります。第1の柱は、「水際作戦を不能にする制度的保障」です。「水際作戦」とは、困窮状態で福祉事務所に来た人に対して、保護

の申請をさせずに追い返してしまふことを言いますが、現在、このような窓口対応が全国的に横行している実態があります。このため、これを不可能にする法的手段をまず定めようとするもので、申請が権利でありこれを侵害してはならないことを明示すること、申請書の参考書式を保護の実施機関に備え付けておくことの義務づけ、さらには、生活保護制度の周知徹底について国と自治体に広報義務を課することなどを定めています。

第2の柱は、「保護基準の決定に対する民主的コントロール」です。原行の生活保護法は、保護の基準を厚生労働大臣が定めることになっており、国会による民主的コントロールが全くなされておりました。ところが、厚生労働大臣は、2004年(平成16年)4月から高齢加算を段階的に削減・廃止し、2006年(平成18年)4月からは母子加算も段階的に削減し、2009年(平成21年)4月には廃止してしまいました。また、2007年(平成19年)1月には、突然に生活扶助基準の引き下げを行なおうとしました。まず、このような厚生労働大臣の恣意的な運用を防止することが必要です。日本における最低生活の基準の決定は、国政の重要な課題であり、国権の最高機関である国会の議決にかからしめることによつて、民主的コントロールを確保すべきです。そして、このため、保護基準の決定は、法の別表とし、第3の柱は、「権利性の明確化」

です。もちろん、現在の生活保護法においても、権利として生活保護法上の給付を請求する権利が国民に認められていますが、残念ながら、保護を利用することができない人のうち、現実に利用している人は、2割程度といわれています。また、「保護」という用語自体が、利用者にステイグマを与え、制度の利用から遠ざけている実態もあります。そこで、「被保護者」を「利用者」、「要保護者」を「要保障者」、「保護」を「生活保障給付」に、さらに、「生活保護法」という用語自体も「生活保障法」と変更することを提案しています。これによつて、生活保護は恩恵ではなく、憲法25条に基づく権利であることをより明確にしたという思いからの提案です。

第4の柱は、「ワーキングプアに対する積極的な支援の実現」です。現在の生活保護制度は、いわゆる稼働年齢層が利用しやすい制度となつておらず、「ワーキングプア」を広く受け入れるものとはなっておりません。そこで、生活保護基準以下の生活に落ち込む前の低所得者に対して、住宅給付(扶助)・医療給付(扶助)・生業給付(扶助)に限定した部分給付(扶助)を行なつて、早期の自立に向けた積極的な支援策を講じることとしています。これによつて、「利用しやすく自立しやすい生活保護制度」を実現しようという内容になっていきます。その外にも、生活保護法に関する費用を100%国の負担とするのと、ケースワーカーの担当ケースの法定と軽減などの内容も盛り込んでいます。

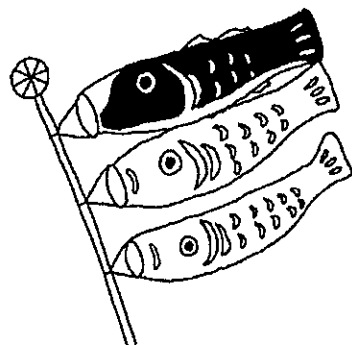
ともに、生活保護法改正の実現に向けて運動を広げて行く予定ですので、皆さんの積極的な意見と改正実現のための運動への参加とご協力をお願いします。

生存権裁判特集

生存権裁判・広島判決について
1 はじめに

昨年12月25日、広島地方裁判所は、生活保護の老齢加算、母子加算の削減、廃止を違法としてその取消などを求めた、いわゆる生存権裁判について、原告らの請求を棄却する判決を言い渡した。その年の6月26日の東京地裁に続いての敗訴である。

この裁判は、国が、生活保護受給者のうち70歳以上の高齢者に支給していた老齢加算を減額・廃止した処分、生活保護受給者のうち一人親世帯の15歳から18歳までの子を持つ世帯に支給していた母子加算を減額・廃止した処分、生活保護受給者のうち多人数世帯の保護費を減額した処分が、国民の生存権を保障した憲法第25条及び生活保護法に反する、違憲・違法なものであることを争った訴訟である。この生存権裁判は、平成17年4月27日、まず京都府地方裁判所にその処分を取消を求める訴えが提起され、その後、広島、新潟、秋田、福岡、東京、札幌、釧路、神戸と提訴が相次ぎ、その原告総数は116名にのぼっている。また、この間、深刻化する格差社会の一端を示すものとして、マスコミにも大きく取り上げられ、社会的耳目を集めることとなつ



た。
広島では、平成17年12月9日に原告32名（老齢加算30名、母子加算2名）が本件訴訟を提起した。原告らの多くは70歳以上の高齢者であり、残念ながら、今日まで6名の原告の方がお亡くなりになっている。

2 勝訴への期待

我々、広島弁護士団は半ば勝訴を確信していた。というのは、本件の審理を担当した裁判長が、弁論準備手続で、「本件処分は、新たに基準を作成する場合にはなく、既に実施されていた基準を適用する場合には、全く「自由裁量」というわけにはいかないのではないか」と述べ、自ら主張立証の問題点を提示するなど積極的な発言をした。さらに、別の期日においても、裁判長は、「従前の誤りのない行政判断を変更する場合も、行政機関の裁量権を逸脱しているか否か」ということが問題となると思われる。裁量権を逸脱しているか否かについては、本来、原告らに主張立証責任があるが、従前の誤りのない行政判断を変更する場合にも、この責任分配がそのまま妥当するかにについては疑義があるところである。すなわち、一旦正しいものとして行った行政判断を、行政機関自ら受給者に不利益に変更するような場合は、変更の理由等を被告側でも主張立証していく必要があるのではないかと。被告は、上記の点について検討されたい。」と述べたからである。

と明確に証言し、さらに、これを是正するには司法の力によるしかないとして「この裁判では是非という判決をお願いしたいと思いません。」と述べた。

政府の審議会の委員が、法廷でこのような証言をすることは異例なことであった。その結果、被告は、それまで本件処分の合理性をあり方専門委員会の中間報告に依拠していたのを、最後には、「生活保護基準は、法8条に基づき厚生労働大臣が定めることとされているが、厚生労働大臣が保護基準を策定するに際しては、社会保障審議会福祉部会など第三者の意見を聴くことは法令上の要件とはされていない。したがって、専門委員会を開催せず、その審議を経ていなかったとしても、この点のみから策定された保護基準が違法となるものではなく、保護基準は有効である。飽くまで、厚生労働大臣に裁量権の逸脱・濫用があつたかどうかは、厚生労働大臣がその判断の根拠とした資料、すなわち、本件訴訟でいえば、専門委員会に提出され、被告らが主張立証してきた資料及びそれに基づく判断の合理性について判断されるべきである。したがって、被告らは、厚生労働大臣が行った本件各決定に係る保護基準の改定は、専門委員会の集約された意見に基づく提言に沿ったものである旨主張しているが、仮に、布川教授の述べるとおり、専門委員会は検討課題を羅列したものにすぎず、何ら結論を出していないと評価される場合であっても、老齢加算及び母子加算の段階的廃止は、厚生労働大臣の責任において政治的、政策的判断のもとに行つたものであり、上記のとおり、専門委員会の結論を経ないことをもって直ちに違法となるものではない。」と、開き直りと言ふ以外にない主張をするに至つたのである。

このような訴訟経過に基づき、

我々弁護士団は勝訴を確信していたし、私自身全国弁護士連絡会で広島では勝訴が見込めると何度も報告してきた。

3 判決言い渡し

12月25日原告団及び弁護士団は多数集まつた支援者の拍手に送られ、入廷し、判決の時を待った。裁判長の読み上げた判決本文は、先に亡くなつた原告についての判断から始まつたため、請求棄却なのだと思つた。法廷内の原告の方々も一体何が起つたのかという表情であつた。

弁護団は、すぐに全国から駆けつけてくれた他地域の弁護士と一緒に判決の検討作業に入つた。

判決の理由を読み進めるうちに、私は、正直怒りを禁じ得なかつたし、無力感さえ感じた。それは、判決理由で、主張立証責任について次のような下りがあつたからである。長くなるが、重要な点なので全文引用する。

しかし、一般に、保護基準の改定は、その新規の制定とは異なり、既に制定されていた保護基準を変更するものであり、そもそも改定前の保護基準は、厚生労働大臣が法8条2項所定の要件を充足する基準として制定したものである。しかも、後記認定のとおり、本件保護基準改定前の老齢加算、母子加算及び多人数世帯扶助基準額に関する保護基準は、いずれも長年にわたり実施されてきたもので、いわゆる厚生労働大臣が法8条2項所定の要件を充足する基準であることとを長年にわたり自認してきたものである。加えて、本件保護基準改定は、このような保護基準を保護受給者に不利益に変更するものである。上記の各点及び保護基準の改定が厚生労働大臣の裁量にゆだねられている趣旨にかながみれば、本件保護基準改定についての厚生

労働大臣の裁量の幅は、その新規の制定におけるそれよりも狭く、本件保護基準改定における厚生労働大臣の判断過程に看過し難い事実の誤認や事実の評価の誤り等の不合理な点があり、上記判断がこれに依拠してされた認められる場合には、厚生労働大臣の上記判断に不合理な点があり、同判断に基づく本件保護基準改定は裁量権を濫用又は逸脱したものと見て違法であり、これに基づく本件各決定もまた違法であると解すべきである。そして、上記の不合理な点があつたことを基礎付ける事実又は逸脱のあつたことの根拠事実であるから、その主張、立証責任は原告らが負うことになる。

言い渡す直後の慌ただしい検討作業の中で、この部分を読んだ時、私は、ここに書かれていた意味が分からなかつた。ただ、ただ、「何これ」「論理が変じゃなやか」という違和感を強く抱いた。判決の論理がストリートに頭の中に入つてこなかつたのである。私は、検討作業中に、何回も何回もこの部分を読み直し、ようやくこの部分の前後と後段が断列している、矛盾していることに気が付いた。そして、それに気が付いた時、怒りを覚えた。

4 広島判決の特徴II 制度論

広島判決の特徴はこの立証責任の判示部分につきる。そして、我々が、国の主張が不合理であるとして主張した各論については、「看過しがたい事実の誤認や評価の誤りによるもので不合理であるとはいえない。」との空疎な言葉が羅列されているだけである。

今ひとつ広島判決の特徴をあげれば、原告らの生活実態には一言も言及がなかつたことである。我々は、原告らの生活実態を立証することに意を尽くし、裁判の

早い段階の第1回から第4回口頭弁論期日まで毎回、別々の原告が意見陳述を行い、テレビ放映された原告の生活状況のビデオを法廷内で上映した。そして、原告全ての陳述書、聴取書を裁判所に提出し、原告2人の本人尋問も行った。そのうち、母子加算の原告の本人尋問は、代理人弁護士との尋問に、原告が切々と、言葉少なに、答えるだけであつたが、聴いているものの胸を打つ内容であつた。ところが、驚いたことに、判決のどこを探しても原告らの生活実態について触れた箇所がないのである。

このことは「制度論」の弊害であると言わざるを得ない。「制度論」とは、本件のような制度の改変については、その合理性、裁量行為の逸脱濫用という点が問題となるのであり、国家賠償と異なり、個別被害の実情は関係ないとする考えである。

このような考え方は、東京判決の中でも、原告らの生活実態を付け足しのような形で判示した点や、もつと露骨には、京都市の交代前の裁判長が原告本人尋問の申請を却下した際に「だって、制度論でしょ。」と言いつつ放つた点に見られる。原告の生活実態に一言も触れなかつた広島判決も、これらと同様であり、この考えは、まるで裁判官会同でも開かれたかのように、全国の裁判官の共通認識となっている危険性がある。

しかし、このような考え方は、どう考えてもおかしい。生活保護法3条は、憲法25条を受け、「この法律で保障される最低限の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬ」と定め、さらに生活保護法8条2項は、「厚生労働大臣が定める基準は最低限度の生活の需要を満たすに十分なものでなければならぬ」と定めている。

厚生労働大臣の老齢加算、母子加算の削減、廃止が合理的であると言いつつ、最低限度の生活の需要を満たすものでなければならぬはずで、そのためには原告らの生活実態に踏み込まなければ判断できるはずなのである。そこに踏み込まず、単に主張立証責任に逃げ込み、国の誤りを正す気概も気骨

もない不抜判決と言わざるを得ないのである。

5 勝訴に向けて

我々の主張は、残念ながら広島地裁では容れられなかった。しかし、まだ我々は負けたくはないし、負けてなんかはいられない。全国で未だ審理が継続しているものであり、まだ東京高裁、広島高裁もある。そして何より、そこに生活に困窮している原告達がいるのである。

そこで、我々の課題であるが、大きく言つて二つあると思つてゐる。一つは、運動の盛り上がりである。誰もが知つている朝日訴訟の記録映像を広島でのシンポジウムで放映したが、当時は労働組合を巻き込んだ大衆運動が展開され、大きな盛り上がりを見せた。しかし、残念ながら全国でこれだけの裁判が提起されていながら、運動が盛り上がりつつあるとはいえない。原告らは、ただでさえ生活保護を受給しているというのに負目を感じ、なかなか運動の先頭に立つことは難しく、支援の会に頼らざるを得ない。

しかし、現在、格差社会や昨年末からの派遣切りなどの問題、貧困問題は社会の大きな関心事であり、最後のセーフティーネットとしての生活保護にも大きな注目が集まつている。これらの各運動団体と協同して運動を展開することが必要である。

二つ目は、先に述べた裁判官の中にある制度論を乗り越える理論の構築、そして裁判官に原告らの生活実態に目を向けさせる裁判上の工夫である。

6 さいごに

高名な裁判官・弁護士であつた青木英五郎は「逃げる裁判官」という著作をあらわしたが、広島判決を言い渡した裁判官は、まさに憲法判断を回避し、実体判断を回避し、小手先の主張立証責任という小理屈に逃げ込む「逃げる裁判官」であつた。国の誤りに切り込む気概も気骨もない裁判官であり、裁量論についての主張立証責任である。

従つて、今、これを許さない各種団体を巻き込んだ大規模な運動の展開と、再度弁護士・学者を結集した訴訟活動が求められているのである。



東京裁判・控訴審報告

東京・生存権裁判弁護士 淵上 隆

本年2月12日に東京高等裁判所で老齢加算廃止措置取消訴訟（東京生存権裁判）の第1回口頭弁論が開かれ、控訴審での審理がスタートした。第2回口頭弁論は5月14日に予定されている。

昨年6月26日の東京地裁による不当判決（敗訴判決）後、我々は直ちに控訴し、以後、昨年10月と本年2月の2度にわたり控訴理由書を裁判所に提出した。

東京地裁による第1審判決では、老齢加算が創設され、長年にわたつて維持されてきた経緯について、被告さえ主張してこないような独自の見解を示し、老齢加算を、政策的な「付加的」給付（いわば「おまけ」）と見なした上で、老齢加算廃止を正当化する判決を下した。

そこで、昨年10月に提出した控訴理由書（1）では、改めて、研究者の力を借りながら、老齢加算創設の真の経緯を明らかにし、老齢加算が決して「おまけ」などではなく、

第1審判決の老齢加算に対する理解が完全に誤つてゐることを明らかにした。

また、本年2月に提出した控訴理由書（2）では、新たに、「老年医学」という科学的知見に基づいて、老齢加算廃止後の生活保護基準が、「健康で文化的な最低限度の生活」の需要を満たしておらず、第1審判決の判断には重大な誤りがあることを明らかにした。

今後は、元・在り方専門委員会委員長岩田正美氏を含む研究者・専門家等の意見書を提出するとともに、これら研究者・専門家の証人尋問の実施を求めていく予定である。

また、第1審では、必ずしも審理が充分ではなかつた原告（控訴人）ら高齢保護受給者の生活実態についても、控訴審では充実した審理をさせるため、その生活実態についての調査を行い、現在、その報告書の作成の準備中である。

しかしながら、昨年12月に言い渡された広島地裁の判決が原告らの生活実態について全く触れることなく、原告らの請求を棄却する不当判決であつたこと、京都地裁においても原告本人尋問の申請を却ける訴訟指揮が行われたこと（ただし、この不当な訴訟指揮は京都弁護士らの働きかけにより撤回された）、さらには、東京高裁の第1回口頭弁論において、裁判長が原告らの生活実態を軽視するかのとき発言を行ったことなどから、果たして、裁判所が原告ら高齢保護受給者の生活状況、困窮状況にきちんと向き合つた十分な審理を行うのかどうか、予断を許さない状況である。

そのため、実態を踏まえた充分な審理を行い、司法としての本来の役割を果たすよう裁判所に対して働きかけをしていくことが不可欠である。全国のみならず、お力添えをお願いする次第である。



生活保護の老齢と母子の加算の削減・廃止と物価高騰による深刻な暮らし

全国生活と健康を守る会連合会 事務局長 辻清二

「友だちとの付き合いができません。生活保護費を引き上げてください」「くらしに困つてゐる人を援助する政治にしてください。生活保護費では食事も十分できません」。この声は、麻生太郎首相への5項目ハガキの会員の「私のひとこと」の一部です。こうした声が1ヶ月余りの間に3000通以上寄せられています。

徳島県生活と健康を守る会連合会は、昨年9月から10月にかけて、生活保護の実態と「私の要求」アンケートをおこない、44人から回答が寄せられました。その結果、「日もちする料理をつくり、何日も同じ食事をする」「外出はしない。病院に行くのも我慢する」、特に物価高騰の影響により、「入浴回数を減らした」「ガス代節約のため、卓上コンロを使う」などの生活への深刻な影響が出ています。増やしてほしい保護費の金額では、10000円、20000円が半数を占め、その理由も「物価の高騰」「生活費の不足分」など、生活費を補うもの

北海道生活と健康を守る会連合会は、灯油の異常値上げに対する会員の切実な声を集めています。例えば、札幌市東区の木内千恵さんは、「昨年も

灯油が高くて病院に行かない日とかは、朝遅く起き夜は早くから布団に入り、節約の毎日でした。家の中でオーバーを着たりして寒さにガマンの毎日でした。何ぼ着込んでも火の温かさのない部屋は本当に寒かったです。この年で寒さがたえるのはきびしいでした。また、いやでも冬が来ます。どう乗り越えればよいか、困ります。年金は上がるどころか、保険料、介護料などがバツチリ引かれ大変です。財布の中を見ながら、お米とか、おかずとかを買っています。この生活何とかしたいだけですが、ぜひお願いします」と訴えています。

今回の物価高騰は、灯油・野菜・鮮魚・みそ・しょうゆ・牛乳・電気・ガスなど日常生活に欠かせないものが軒並み値上げになつてゐることです。生活必需品の値上げは、とりわけ低所得者の生活への大きな打撃になつてゐます。老齢加算と母子加算の削減・廃止に続いて、物価高騰によつて生活保護世帯のくらしの実態は深刻なものとなり、①老齢加算、母子加算を元にもどし、②生活扶助基準を引き上げる。たたかいたが大切になつてゐます。

加算を元にもどせ、生活扶助基準の引き上げを求めるたたかい第1に、生存権裁判の勝利、支援の運動を広げ、老齢加算、母子加算を元にもどさせることです。政府は、「骨太の方針」の社会保障費削減の一つとして、生活保護の老齢加算、母子加算の削減・廃止を04年から強行しました。私たちは、「人間らしい暮らしを奪うな」と、くらしの実態と怒りをもとに、宣伝や自治体交渉、議会への請願や県知事・厚労大臣への審査請求（不服申し立て）などでたたかいました。県知事への審査請求は、老齢加算で1600人以上、母子加算では200人近くの人たちがおこし、口頭意見陳述も行い、切実なくらしの実態を訴えました。こう

したたかいを土台に、京都府を皮切りに秋田県、広島県、新潟県、北九州市、東京都、青森県、兵庫県、北海道の全国九か所で老齢加算などの削減の取り消しを求める裁判、生存権裁判をたたかっています。原告は約120人になり、そのほとんどが70歳以上の高齢者であり、弁護団は約1000人にのぼります。この裁判は、「生存権」を争う裁判として、労働組合や市民団体、弁護士や学者など広範な人たちの期待と共感を集め、マスコミでも大きく取り上げられています。一昨年5月19日に「生存権裁判を支援する全国連絡会」は、多くの団体・個人の参加で結成され、国民生活の最低保障基準（ナショナルミニマム）をめざし、全国的な支援の輪を広げています。

第2に、生活扶助基準の引き上げを実現することです。

全国生活と健康を守る会連合会（全生連）は、今回の総選挙の重点要求のトップに「低所得者に物価高騰手当を支給し、『福祉灯油』への助成を拡充すること。生活扶助基準、税金の非課税基準、最低賃金、年金、児童扶養手当などを引き上げること」をあげ、全国で運動を強めています。

厚生労働省は、一昨年の「生活扶助基準に関する検討会」の報告などを根拠に来年度での生活扶助基準の引き下げをねらっていました。また、引き上げない理由として、「平成12年～14年に物価が1.7%下がったが、年金額、生活保護費等は据え置いてきた」とをあげています。①もともと国民年金の平均支給額が月4万円台であり、健康で文化的な最低限の生活を営めない額であること、②政府は生活扶助基準、年金額、児童扶養手当など各種手当額を平成15年度に0.9%、平成16年には0.2%、3%の引き下げを行ったこと、③この間、生活保護の老齢加算や母子加算の削減・廃止などの収入の減と、後期高齢者医療制度保険料・住民税・国保税（料）や介護保険料などの負担増がおきています。こうした理由は成り立たないものです。

私たちは、麻生首相宛てのハガキ、自治体交渉、厚生労働省交渉、国会議員への要請などにとりくみ、生活保護利用者の声を届け、生活扶助基準の引き上げる運動を強めました。こうしたなかで、昨年11月6日、北海道東北知事会は、「原油及び原材料高騰対策の充実・緊急提言」で、生活保護費や年金の引き上げを国に要望しています。

麻生内閣は、08年度第2次補正予算案と2009年度予算案を閣議で決定しました。深刻な景気悪化のもとで、国民の命と暮らしを守ることを求められているとき、それには応えないものになっています。小泉内閣以来の社会保障費毎年2200億円削減方針は、国民の批判に押されて、230億円に「圧縮」せざるをえませんでした。削減方針は捨てていません。国民には、生活保護の母子加算の廃止などをおこなない、1回限りの「定額給付金」の支給をし、3年後には消費税増税をやろうとしています。一方、私たちの声と運動が反映して、昨年に続いて生活扶助基準の引き下げをやめさせ、NHK受信料の全額免除者（生活保護世帯含む）に地上デジタル放送に必要なチューナーなどを支給させました。私たちの運動や国民的な世論の広がりとともに、生存権裁判のたたかいが、2年連続して生活扶助基準の引き下げを断念させた、ひとつの力になっていきます。

東京、広島の不相当判決を乗り越えて、昨年6月26日、東京地方裁判所は、原告らの「老齢加算を元にもどしてほしい」との願いをしりぞけ、不相当判決を言い渡しました。同12月25日には広島地方裁判所も、同じく不相当判決を言い渡しました。これらの判決は、老齢加算等の削減・廃止によって、「健康で文化的な最低限の生活」をうばわれた、高齢者、母子世帯の深刻な暮らしの実態から目をそむけたものです。国・厚生労働省のいいなりで、「低所得者の消費水準よりも高い」ことを理由に老齢加算

などの廃止を正当化しています。これらの低所得者は、生活保護基準以下の生活を強いられている人たちが多く、本来生活保護が必要な「ワーキングプア」と言われる人たちの貧困状態をそのままにした上で、「低所得者の消費水準よりも高い」というのは本末転倒です。

小泉内閣以来の「骨太の方針」にもとづく社会保障費の毎年2200億円削減方針の転換を求める世論が広がっています。国のこの方針にもとづいて、老齢加算、母子加算の廃止がおこなわれました。この方針転換をさせる規模まで世論をさらに大きく広げることが必要です。私たちは、2004年の学資保険裁判の最高裁での勝利と運動によって、2005年に生活保護で高校教育費が支給されるようになった経験を持っています。学資保険裁判は、第1審・福岡地裁で敗訴し、高裁で逆転勝利、最高裁で勝利判決が確定しました。14年間にわたる粘り強い裁判支援の運動によってかちとったもので

今年も、福岡、京都、秋田、新潟などで結審・判決が予想されます。全生連・生活と健康を守る会は、結成以来54年間、生活保護世帯をはじめ低所得者の命と人権、人間らしい暮らしの保障を求めて運動してきました。私たちは、こうした歴史を生かして、さらに支援の運動を広げて大きな世論をつくることを求められています。

このたたかひの意義は、①高齢者や母子の生活保護世帯の命と暮らしを守り、②生活保護基準を軸にして、国民生活の最低保障基準（ナショナルミニマム）の引き上げをめざすものです。

たたかひの方向は、①生活保護を受けている当事者の実態と要求を国・自治体、裁判所に届けることで、②物価高騰手当の支給など自治体に独自措置を実施させるとともに

に、自治体から老齢、母子加算の復活など国に要求させるたたかひを強めることです。そして、③今年4月の母子加算の全面廃止に対して、処分の取り消しを求める審査請求を大規模におこします。④全国各地の運動を交流・促進するとともに、国民的な共同をつくりだしながら、政府や国会への働きかけを強めることです。

生存権裁判を支援する全国連絡会は、当面、①近く判決が予定される福岡地裁と東京高裁向けの署名を全国的に集中します。②学者・文化人などの個人アピールの賛同・募金の運動を広げます。③生活保護問題対策会議など、広範な団体・個人との共同し、国会議員要請などの行動をおこします。④加盟団体でのとりくみを強めるとともに、裁判を提訴していない府県での「支援する会」の結成をすすめます。

